

ゴルフ会員権の譲渡とクロス取引の会計・税務

1 税制改正大綱

- (1) 新聞報道等でご存じの方も多いと思いますが、平成25年12月24日に閣議決定された平成26年度税制改正大綱によって、個人の所有するゴルフ会員権の譲渡に係る損益通算等が制限されることになりました。

該当箇所には次のように記載があります。

「譲渡損失の他の所得との損益通算及び雑損控除を適用することができない生活に通常必要でない資産の範囲に、主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産（ゴルフ会員権等）を加える。

（注）上記の改正は、平成26年4月1日以後に行う資産の譲渡等について適用する。」

所得税法においては、譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額を他の各種所得の金額から控除する損益通算が認められており（所得税法69条1項）、生活に通常必要でない資産に係る所得の金額の計算上生じた損失の金額については、一定の例外を除き生じなかったものとみなす旨規定されています（同条2項、62条、所得税法施行令178条）（雑損控除は72条）。上記税制改正によって、平成26年4月1日以後、この「生活に通常必要でない資産」に、ゴルフ会員権が加えられることとなります。

ゴルフ会員権は、バブル期に投機・投資目的で取得され、バブル崩壊にともなって大幅な値下がりをしたものが多いですが、このような損失について、上記の損益通算等を認めることには、従前から課税の公平上の問題が議論されてきました。今回の改正は、平成26年4月1日以後適用される見込みですので、それまでに、ゴルフ会員権を譲渡する動きが活発になることが想定されます。

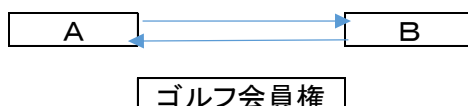
2 クロス取引

- (1) Aが有するゴルフ会員権をBに譲渡し、同時に、Bから当該ゴルフ会員権を買戻し又は再購入する場合があります。Aとしては、事実上、ゴルフ会員権を保有したままの状態ですが、損益の計上のために、このような取引がされることもあります。このような「クロス取引」と呼ばれる取引は、法律上は有効ですが、税務上、「資産の譲渡」として損益の計上認められるか否かが問題となります。

クロス取引の損益の計上については、法人（法人税法）では認められないが、個人（所得税法）では認められ、ただし、一定の場合には否認されるという趣旨の解説が散見されます。

この理論的な根拠はあまり説明されていないようですが、次のように考えられます。要するに、法人には企業会計があるが、個人にはそれがないため、法人税と所得税とで、所得計算に係る条文構造も異なることが根拠です。そのことから、あるべき判断基準も分かります。

クロス取引



(2) 法人税からみてみましょう。

法人税法 22 条は、法人の各事業年度の所得の金額の計算について規定しています。同条 1 項は、所得の金額＝益金－損金とし、同 2 項は、益金の額に算入すべき金額は、別段の定めのあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受その他の取引で資本等取引以外のものに係る収益とするとし、同 3 項は、損金の額に算入すべき金額は、別段の定めのあるものを除き、売上原価等（1 号）、費用（2 号）、損失（3 号）とするとしています。

そして、同条 4 項は、収益の額、費用等の額は、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする」旨規定しています。

この「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」という文言は漠然としていますが、企業会計原則・同注解、企業会計基準委員会の会計基準、会社法、金融商品取引法等がこれに該当すると言われていています。

そして、平成 11 年、企業会計基準第 10 号（金融商品に関する会計基準）が定められ、これを踏まえた金融商品会計に関する実務指針において、クロス取引については金融資産の消滅を認識せず、売買として処理しないこととされました（同会計基準Ⅲ.2(1)9.(3)、同実務指針 42, 255）。

【金融商品会計に関する実務指針 4 2 《クロス取引》】

金融資産を売却した直後に同一の金融資産を購入した場合又は金融資産を購入した直後に同一の金融資産を売却した場合で、譲渡人が譲受人から譲渡した金融資産を再購入 又は回収する同時の契約があるときは、金融商品会計基準第 9 項(3)の金融資産の消滅の 認識要件を満たさないで、売買として処理しない。したがって、購入の直後に売却された場合、当該購入金融資産と保有する同一銘柄との簿価通算はできない。譲渡価格と 購入価格が同一の場合、又は譲渡の決済日と購入の決済日とに期間があり当該期間に係る金利調整が行われた価格である場合、譲渡人が譲受人から再購入又は回収する同時の契約があると推定する。

ただし、売買目的有価証券については、同一銘柄のものも頻繁に売買取引を繰り返すので、結果として同一価格になることもあるが、これはクロス取引に当たらない。

ゴルフ会員権も金融資産に当たりますので、以上によれば、法人がゴルフ会員権をクロス取引しても、法人税法 22 条の適用上、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」において、収益・費用等を発生させないので、益金も損金も生じないこととなります。なお、平成 12 年に、法人税基本通達 2-1-23 の 4《売買及び購入の同時の契約等のある有価証券の取引》が新設され、有価証券のクロス取引については売買損益を認識しない旨定められています。

(3) 所得税法は以上とは異なります。

ア 所得税においては、「資産の譲渡」（所得税法 33 条）による所得が譲渡所得であり、収入金額からその資産の取得費、譲渡費用の合計額を控除する等の方法により算出されます。当該収入金額等の計算について、法人税法のように、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」に従って計算する旨の法文はありません。

そうすると、クロス取引＝損益を認識しない、という根拠がないことから、個人の所得税の場合には、「資産の譲渡」がある限りは、クロス取引に係る譲渡損益の計上は禁止されていない、ということになるのです。

イ なお、そもそも、クロス取引に係る売買契約が架空のものである等の理由により、「資産の譲渡」の事実がない場合には、譲渡損益の計上はできません。A が、B の了承も得ずに勝手に B とのクロス取引の契約書だけを作成してもだめだ、ということです。

以上のように、個人（所得税法）では、法人税法とは異なり、「資産の譲渡」の事実が認められるかが判断基準です。現に国税不服審判所平成 11 年 2 月 8 日裁決（請求人がゴルフ会員権を A 社に売却し、A 社が本件会員権を同日に同額で B 社に売却し、請求人が 4 日後に本件会員権を同額で B 社から買い戻した事案）でも、事実認定の判断枠組みとして「本件審査請求の争点は、本件各会員権の譲渡があったか否かである」と述べており、資産の譲渡の事実があったかどうかという事実認定の問題であることがわかります。ただし、真実売買があっても、同族会社との間であれば、所得税法 157 条《同族会社等の行為又は計算の否認等》の規定により、否認される可能性があります。

ウ 念のために述べれば、以上のことは、課税庁は、個人のクロス取引を問題視しない、ということの意味するわけではありません。課税庁としては、クロス取引は利益調整にもつながることから、可能な限り否認する動機が存在するでしょう。そのため、真に取引の実態、事実関係があったかを入念に調査するものと考えられます。

エ なお、個人のクロス取引が認められる場合について、「個人が上場・店頭売買

株式を売却するとともに直ちに再取得する場合の当該売却に係る源泉分離課税の適用について（法令解釈通達）」（平成 12.3.17 課資 3-2）という通達があり、個人が上場株式等について取引市場取引などによりクロス取引を行う場合について有価証券の譲渡として取り扱う旨が示されています。

当該通達を根拠に、クロス取引については市場取引などに限定して認められるのではないかと、という疑問があるかも知れません。

しかし、理論上は、市場取引などでなくても、「資産の譲渡」に該当する場合がありますので、極端に言えば、友人間や親族間の売買でも、それが真実の売買でありさえすれば、譲渡所得に係る損益が生じます（ただし、同族会社の場合には上記例外の可能性がります。）。

これからクロス取引を行う場合には、疑義を抱かれないように市場取引などで行ったほうが無難であると思いますが、すでに友人間等で実行し、税務調査において上記法令解釈通達等のみを根拠に否定するといわれても、直ちに承服する必要はないと思われます。

3 まとめ

以上のように、ゴルフ会員権に係るクロス取引による損益の計上は、法人と個人で異なるので、それぞれの要件、判断基準を吟味しながら検討すべきでしょう。

なお、個人の場合、たとえば、預託金会員制ゴルフ会員権について、ゴルフ場運営会社が破産しプレー権（ゴルフ場施設の優先的利用権）が消滅した場合には、その後の譲渡は取得の時点における会員権と異なる性質の資産の譲渡であるから、取得時の資産を譲渡したことにはならず譲渡損失が生じないといった解釈論によって否認がされることもありますので、別途注意が必要です。